

いじめ防止に関する基本方針

山形県立山形聾学校
いじめ防止対策委員会

1 いじめについての共通理解

(指導者の共通認識)

①「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（山形県いじめ防止基本方針原文）

②「重大事態」の意味

ア) いじめにより当該児童生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。

イ) いじめにより、当該児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこの限りではない。

(児童生徒の心の育成)

全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解できるようにする。

〈いじめの態様〉

- (1) 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(引用)山形県いじめ防止基本方針

2 いじめ未然防止のための取組

(1) 教職員による指導について

- ① 幼児児童生徒が主体的に学習できるよう、わかる授業を実践する。
- ② いじめについて指導上の留意点などについて、校内研修等で共通理解を形成する。
- ③ 児童生徒の変化やサインを見逃さない雰囲気を形成する。
- ④ なんでも相談を受容と共感的な姿勢でおこない、児童生徒理解に努める。
- ⑤ 生徒指導に関する対応は、組織的に行う。また、指導にあたっては細心の注意を払う。

(2) 幼児児童生徒に培う力

- ① 生活上のマナーやルールを理解し、相手に配慮した行動ができるように意識を高める。
 - ② 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を育む。
 - ③ 自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を育む。
 - ④ 適切な方法でストレスを発散できる能力を育成する。
 - ⑤ 自己肯定感、自己有用感を育む。
 - ⑥ 一人だけで解決できないことがあることを理解し、教職員等に相談する態度を育成する。
- ※以上は、いのちの教育や道徳、自立活動、HR等の学習を通して育む。

(3) 幼児児童生徒が互いに信頼し合える集団づくり

- ① 登校指導や集団下校により、お互いに助け合える集団を形成する。
- ② なかよしタイムなどの縦割り活動を通して、思いやりの心や助け合う心を育む。
- ③ 児童会生徒会活動を通して、協力する力を育む。
- ④ 自立活動の学習を通して、適切にストレスを解消する姿勢を育む。
- ⑤ 山響スポーツ祭や山響祭等の行事を通して、自己肯定感や自己有用感を育む。
- ⑥ 学級、学部における日常的な相談により、幼児児童生徒との信頼関係を形成する。
- ⑦ ボランティア活動を通して、社会の一員としての自覚を育成する。

(4) 家庭・地域との連携

- ① 学校と地域、家庭と連携して、幼児児童生徒が健やかに成長できるよう見守る。
- ② 各学部のお便り、PTA 会報等をとおして、家庭や地域への学校の理解が得られるように努める。

3 早期発見のための取組

(1) 「いじめ」を見逃さず、気付く努力と工夫

- ① 良好な人間関係づくりを通じ、いじめを訴えやすい学部、学級経営に努める。
- ② いじめは、目につきにくい時間や場所で行われることに配慮する。
- ③ インターネット上など、大人が気付きにくい形で行われることを認識する。
- ④ メールやSNSなどの閉鎖的な中で行われることを認識する。
- ⑤ いじめがあるのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢で対応する。

(2) 早期発見のための具体的な取組の推進

- ① なんでも相談の事前調査アンケートで、いじめについて調査する。
- ② なんでも相談により、児童生徒の心に寄り添った相談をする。
- ③ 幼児児童生徒の心情に寄り添って傾聴し、信頼関係を形成する。
- ④ メールやSNS等のやりとりの発見のため、保護者との協力関係を形成する。

4 いじめ対応（早期対応・組織的対応）

(1) いじめ対応の基本的な流れ

- ① いじめについて、アンケート調査・個別面談等により、日頃から実態把握に努める。
- ② 事態を認知した場合、当該生徒に対する具体的な指導・支援、保護者との連携、今後の対応等、組織的に対応する。
- ③ いじめられている児童生徒には、メンタルケアを行う。

(2) いじめと認知した場合の対応

- ① 組織的な対応により実態把握をする。
- ② いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- ③ 迅速かつ丁寧に被害者と加害者の保護者に事実関係を伝える際は組織的に行う。
- ④ 校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確認し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

5 ネット上のいじめの未然防止と適切な対応

(1) ネット上のいじめの類型

- ① 掲示板・ブログ・プロフ
誹謗・中傷、個人情報の無断掲載、なりすまし等
- ② メール
繰り返し送信やチェーンメール、なりすまし等で誹謗・中傷の送信を行うもの等
- ③ SNS
グループから外す、わざと返信しない等、ネットワークグループ内での仲間はずれ等
- ④ 新たな形態
未発見の問題におけるトラブル等

(2) ネット上のいじめの未然防止

①情報モラル教育の徹底

児童生徒への情報モラル教育の徹底とミニ研修等で教職員の指導力向上に努める。

②最新動向の把握

新たな手口の早期発見に努める。

③家庭との連携

ア) 学校と家庭でスマートフォンや携帯電話等の使い方を確認する。

・家庭・地域と連携し、保護者による監視や制限に係わる内容やインターネット利用上の諸問題に係わる内容の研修会等を実施する。

6 ネットいじめ早期発見のための取組

① 担任との信頼関係を構築し、児童生徒からの情報に組織的に対応する。

② いじめについて、アンケート調査・個別面談等により、日頃から実態把握に努める。

③ 日常会話上でネット、SNS の利用の様子をできるだけ把握し、情報収集をする。

④ 保護者と連携して、家庭での使用状況などの実態把握に努める。

7 ネット上のいじめへの対応

① 事態を認知した場合、当該生徒に対する具体的な指導・支援、保護者との連携、今後の対応等、組織的に行う。

② インターネット上の問題となっている状況を把握する。

③ サイト運営者に削除依頼すると共に、関係機関に通報する。

④ いじめに関係した児童生徒には、メンタルケアを行い、安全を確保する。

⑤ 校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確認し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

8 事案発生時の対応と重大事態への対処

(1) 事態発生時の対応

① 重大事態が発生した場合は、直ちに県に報告する。

- ・児童生徒が自殺を図った場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等の重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合等

② 校長は「組織的な対応」を指示する。

(2) 組織的な対応

① いじめられた児童生徒の安全を確保する。

② アンケート調査や相談により、児童生徒からの実態把握をする。

③ 迅速かつ丁寧に被害者と加害者の保護者に事実関係を伝える際は組織的に行う。

④ 校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確認し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

⑤ いじめに関係した児童生徒に必要な応じてカウンセリングを行い、心のケアを行う。

9 点検・評価と普段の見直し

(1) 各学部でいじめ防止基本方針の点検を行う。

(2) 各学部の点検もとにいじめ防止対策委員会が、点検と評価を行う。

(3) いじめ防止対策委員会の点検と評価に基づいた改善を行う。

10 校内組織体制

(1) 委員会の設置について

いじめ防止対策委員会を校内組織として、設置する。
委員会の委員長は、学校長とし、委員を(2)の通り構成する。

- (2) 構成委員について
校長、教頭、学部主任、生徒指導主事等をもって構成する。
- (3) 委員会の開催について
担任又は構成委員の要請に基づいて、委員長が招集する。

2014 年	4 月 1 日	いじめ防止に関する基本方針を制定	
2015 年	4 月 1 日	同上	改定
2016 年	4 月 1 日	同上	改定
2018 年	4 月 1 日	同上	改定
2024 年	4 月 1 日	同上	改定